

平成 28 年 第 1 回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

平成 28 年 5 月 2 日 開会

平成 28 年 5 月 2 日 閉会

南 種 子 町 議 会

平成28年第1回南種子町議会臨時会目次

第1号（5月2日）（月曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 選挙第1号 副議長の選挙	3
1. 日程第4 議席の一部変更	5
1. 日程第5 選任第1号 議会運営委員の選任	6
1. 日程第6 提案理由の説明	6
町長説明	6
1. 日程第7 承認第2号 専決処分した事件の承認について [南種子町税条例の一部を改正する条例制定 について]	7
税務課長説明	7
質疑	10
討論	11
採決	11
1. 日程第8 承認第3号 専決処分した事件の承認について [平成27年度南種子町一般会計補正予算 (第10号)]	11
総務課長説明	11
質疑	14
討論	14
採決	14
1. 日程第9 承認第4号 専決処分した事件の承認について [平成27年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算(第6号)]	14
保健福祉課長説明	14
質疑	15
8番 日高澄夫君	15
討論	16
採決	16

1. 日程第10 承認第5号 専決処分した事件の承認について [平成27年度南種子町簡易水道事業特別 会計補正予算(第5号)]	16
建設課長説明	16
質疑	17
討論	17
採決	17
1. 日程第11 承認第6号 専決処分した事件の承認について [平成27年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第6号)]	17
保健福祉課長説明	18
質疑	18
討論	19
採決	19
1. 日程第12 承認第7号 専決処分した事件の承認について [平成27年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算(第5号)]	19
保健福祉課長説明	19
質疑	20
討論	20
採決	20
1. 日程第13 議案第30号 南種子町行政不服審査会条例制定について	20
質疑	21
6番 上園和信君	21
討論	21
採決	22
1. 日程第14 議案第31号 南種子町行政不服審査法の規定による提出 資料等の写し等の交付に係る手数料に関す る条例制定について	22
質疑	22
討論	23
採決	23
1. 閉 会	23

平成 28 年 第 1 回 南種子町議会臨時会

第 1 日

平成 28 年 5 月 2 日

平成 28 年第 1 回南種子町議会臨時会会議録

平成 28 年 5 月 2 日（月曜日） 午前 10 時開議

1. 議事日程（第 1 号）

○開会の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 選挙第 1 号 副議長の選挙

○日程第 4 議席の一部変更

○日程第 5 選任第 1 号 議会運営委員の選任

○日程第 6 提案理由の説明

○日程第 7 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例の一部を改正する条例制定について]

○日程第 8 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について

[平成27年度 南種子町一般会計補正予算（第10号）]

○日程第 9 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について

[平成27年度 南種子町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算（第 6 号）]

○日程第10 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について

[平成27年度 南種子町簡易水道事業特別会計補正
予算（第 5 号）]

○日程第11 承認第 6 号 専決処分した事件の承認について

[平成27年度 南種子町介護保険特別会計補正予算
（第 6 号）]

○日程第12 承認第 7 号 専決処分した事件の承認について

[平成27年度 南種子町後期高齢者医療保険特別会
計補正予算（第 5 号）]

○日程第13 議案第30号 南種子町行政不服審査会条例制定について

○日程第14 議案第31号 南種子町行政不服審査法の規定による提出資料等の
写し等の交付に係る手数料に関する条例制定について

○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	河野浩二君	2番	柳田博君
3番	大崎照男君	4番	塩釜俊朗君
5番	広浜喜一郎君	6番	上園和信君
7番	立石靖夫君	8番	日高澄夫君
9番	西園茂君	10番	小園實重君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 濱田広文君 書記 日高一幸君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	名越修君	副町長	長田繁君
教育長	遠藤修君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	高田真盛君
会計管理者 兼会計課長	坂口浩一君	企画課長	河口恵一朗君
保健福祉課長	小西嘉秋君	税務課長	小脇秀則君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	島崎憲一郎君
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小脇隆則君	教育委員会 社会教育課長	高田健一郎君
農業委員会 事務局長	古市義朗君	保育園長	小川ひとみさん

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（小園實重君） ただいまから、平成28年第1回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小園實重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、塩釜俊朗君、6番、広浜喜一郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小園實重君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

次に、平成28年4月6日付で日高澄夫議員から副議長の辞職願が提出され、同日、許可いたしましたので御報告いたします。

日程第3 選挙第1号 副議長の選挙

○議長（小園實重君） 日程第3、選挙第1号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（小園實重君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に5番、塩釜俊朗君、6番、広浜喜一郎君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙の配布]

○議長（小園實重君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。氏名は名前まではっきり書いてください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（小園實重君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので
順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番 河野浩二議員	2 番 柳田 博議員
3 番 大崎照男議員	4 番 西園 茂議員
5 番 塩釜俊朗議員	6 番 広浜喜一郎議員
7 番 上園和信議員	8 番 立石靖夫議員
9 番 日高澄夫議員	10 番 小園實重議長

○議長（小園實重君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。5 番、塩釜俊朗君、6 番、広浜喜一郎君。開票の立会いをお
願いします。

[開票]

○議長（小園實重君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効票 0 票。有効投票のうち、立石靖夫君
5 票、西園 茂君 5 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票であり、立石靖夫君と西園 茂君の得票は、い
ずれもこれを超えております。

立石靖夫君と西園 茂君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第 118 条
第 1 項の規定は公職選挙法第 95 条第 2 項を準用して、くじで当選人を決定する
ことになっています。

立石靖夫君と西園 茂君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは 2 回引きます。1 回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。

2 回目は、その順番でくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽選棒で行います。塩釜俊朗君、広浜喜一郎君。くじの立会いをお願い

します。

まず、くじを引く順番を決めるくじを行います。立石靖夫君と西園 茂君。くじを引いてください。

[くじ引き抽選]

○議長（小園實重君） くじを引く順番が決定しましたので報告します。

まず始めに西園 茂君、次に立石靖夫君。以上のおりであります。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

まる印の方を当選人とします。まず、西園 茂君、次に立石靖夫君。くじを引いてください。

[くじ引き抽選]

○議長（小園實重君） くじの結果を報告します。

くじの結果、西園 茂君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（小園實重君） ただいま副議長に当選されました、西園 茂君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

ここで新副議長のあいさつをお願いします。

[西園 茂新副議長 登壇]

○副議長（西園 茂君） 副議長を拝命いただきました。ありがとうございます。

副議長の業務につきましては、議長の事故あるときに対応するのが副議長の役目であると思っております。議員として、議会は議案を決定する機関で、政策決定機関でもございますし、また、町財政関係の批判あるいは監視をする役目もあります。その役目に忠実に沿って業務を執行していきたいと思っております。ひとつよろしくをお願いします。

日程第 4 議席の一部変更

○議長（小園實重君） 日程第 4、議席の一部変更を行います。

西園 茂君を 9 番に。塩釜俊朗君を 4 番議席に。広浜喜一郎君を 5 番議席に。上園和信君を 6 番議席に。立石靖夫君を 7 番議席に。日高澄夫君を 8 番議席に変更します。

ここで暫時休憩します。

————— . ——— . —————
休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 40 分
————— . ——— . —————

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に平成 28 年 4 月 27 日付で日高澄夫議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出され、同日、許可いたしましたので御報告いたします。

日程第 5 選任第 1 号 議会委運営委員の選任

○議長（小園實重君） 日程第 5、選任第 1 号議会運営委員の選任を行います。

本件は、日高澄夫君の議会運営委員辞任に伴い後任者の選任を行うものです。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、立石靖夫君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員に立石靖夫君を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 48 分

○議長（小園實重君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長が決まった旨、報告がありましたのでお知らせします。

委員長に立石靖夫君。なお、参考までに御報告申し上げます。

産業厚生委員会委員長に河野浩二君。副委員長が西園 茂君に選出替えがされたということであります。以上、お知らせします。

日程第 6 提案理由の説明

○議長（小園實重君） 日程第 6、町長提出の承認第 2 号から承認第 7 号及び議案第 30 号から議案第 31 号までの計 8 件について、一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、名越 修君。

[名越 修町長登壇]

○町長（名越 修君） 提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時会に提案いたしました案件は、専決処分した条例案件 1 件、同じく専決処分した予算案件 5 件、条例案件 2 件の計 8 件でございます。

それでは、承認案件から順次、要約して説明申し上げます。

承認第 2 号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 28 年 3 月 31 日に成立し同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、南種子町税条例等の一部改正を行った

ものについて承認を求めるものでございます。

承認第3号から承認第7号の5件は、平成27年度一般会計及び4つの特別会計について、国・県支出金や地方譲与税・特別交付税等の歳入確定、並びに事業完了による歳出確定等に伴い、最終補正を行ったものについて承認を求めるものでございます。

次に、条例案件について御説明申し上げます。

議案第30号は、南種子町行政不服審査会条例制定についてございまして、行政不服審査法の施行に伴い、法の規定に基づき行政不服審査会を設置するためのものでございます。

議案第31号は、南種子町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定についてございまして、行政不服審査法の施行に伴い、提出資料等の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものでございます。

各議案、詳細については、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（小園實重君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 承認第2号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例の一部を改正する条例制定について]

○議長（小園實重君） 日程第7、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、小脇秀則君。

○税務課長（小脇秀則君） 承認第2号について御説明を申し上げます。

承認第2号は、専決第1号南種子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、平成28年度税制改正において、地方創生の推進に向けて税源の偏在性を是正するための法人住民税の税率引き下げや自動車取得税の廃止、及び新税として燃費性能により取得時に課税される環境性能割、従来の軽自動車税に代わる種別割の導入や個人住民税に係る徴収及び滞納処分の特例の拡充など納税環境の整備などについて、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に成立し同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので新旧対照表をお開きください。

第1条は、南種子町税条例の一部を改正するものであります。

1ページをお開きください。

まず、第18条の2は、行政不服審査法の改正により手続が審査請求に一本化されたことにより改正するものであります。

次に、第18条の3は、軽自動車税の名称変更に伴う改正です。

次に、第19条は、納期限後に納付又は納入する税金または納入金に係る延滞金について、法の改正により、延滞金の計算期間から一定期間を控除することとなったことによるものでございます。

2ページをお開きください。

第34条の4は、法人町民税の法人税割について標準税率が引き下げられたことにより改正するものであります。

3ページをお開きください。

第43条は、普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収について、法の改正により、延滞金の計算期間から一定期間を控除することとなったことにより改正するものでございます。

次に、第48条は、法人の町民税の申告納付について、法の改正により、延滞金の計算期間から一定期間を控除することとなったことにより改正するものです。

6ページをお開きください。

第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付について、法の改正により、延滞金の計算期間から一定期間を控除することとなったことによるものでございます。

8ページをお開きください。

第56条及び第59条は、法の改正に伴い独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に名称変更され、一定の業務の用に供する固定資産について非課税とするものです。

9ページをお開きください。

第80条は、環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更することなどを定めるものでございます。

次に、第81条は、軽自動車税の納税義務者についてのみなす課税の規定を定めるものでございます。

10ページをお開きください。

第81条の2は、条例において規定することとされている日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲を定めるものでございます。

次に、第81条の3は、環境性能割の課税標準について定めるものでございま

す。

11 ページをお開きください。

第 81 条の 4 は、環境性能割の税率について定めるものです。

次に、第 81 条の 5 は、環境性能割の徴収方法について、申告納付の方法によることを定めるものでございます。

次に、第 81 条の 6 は、環境性能割の申告納付について定めるものでございます。

次に、第 81 条の 7 は、環境性能割に係る不申告等に関する過料を定めるものでございます。

12 ページをお開きください。

第 81 条の 8 は、環境性能割の減免について定めるものでございます。

次に、第 82 条、第 83 条、第 85 条、第 86 条、第 87 条、第 88 条、第 89 条、第 90 条、第 91 条は、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備をするものでございます。

17 ページをお開きください。

附則第 6 条は、所得税・町県民税申告の際、従来の医療費控除若しくは、セルフメディケーション推進のため、スイッチ OTC 薬の控除を選択できるものとするものでございます。スイッチ OTC 薬とは、一般的な薬局やドラッグストアで販売されている医薬品が該当し、支払額が 1 万 2,000 円を超えるときのその超える部分の金額が控除額となります。従来の医療費控除が支払額 10 万円又は総所得の 5% を超える必要がありましたので、対象者は増えるものと思われま。適用期間（実際の薬品の購入）は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの特例措置であります。

次に、附則第 10 条の 2 は、法律の条ずれに伴い改正するものでございます。

次に、附則第 10 条の 3 は、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅に床面積要件を加えたうえ、その対象となる改修工事に要した費用の要件を国または地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く 50 万円超としたうえ、その対象資産の改修期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することを定めるものでございます。

18 ページをお開きください。

附則第 15 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について定めるもので、当分の間、県が賦課徴収することを定めるものでございます。

次に、附則第 15 条の 3 は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例について、

当分の間、県が減免する自動車税の環境性能割の例により軽自動車税の環境性能割を減免することを定めるものでございます。

次に、附則第 15 条の 4 は、軽自動車税の環境性能割の申告納付特例について、当分の間、県知事に申告納付することを定めるものです。

次に、附則第 15 条の 5 は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費について、町は県に対して事務を行うために要する費用を補填するため、徴収取扱費を交付することを定めるものです。

次に、附則第 15 条の 6 は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、第 1 項で営業用の三輪以上の軽自動車の税率の特例、第 2 項で自家用の三輪以上の軽自動車の税率の特例を定めるものです。

19 ページをお開きください。

附則第 16 条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の 1 年延長及び現行軽自動車税を種別割に名称変更することを定めるものです。

続いて、第 2 条の改正について御説明いたします。

第 2 条は、町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年南種子町条例第 13 号）の一部を改正するものです。

21 ページをお開きください。

附則第 6 条は、現行軽自動車税を種別割に名称変更するなど規定の整備をするものです。

続いて、第 3 条の改正について御説明いたします。

第 3 条は、町税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年南種子町条例第 12 号）の一部を改正するものです。

23 ページをお開きください。

附則第 5 条は、町たばこ税に関する経過措置について定める読み替え規定について、法及び施行規則が改正施行されたことによる所要の改正をするものです。

附則としまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものですが、第 1 条の改正の第 19 条、第 43 条、第 48 条、第 50 条の改正規定については、平成 29 年 1 月 1 日から施行するものです。また、第 34 条の 4、第 80 条から第 91 条までの改正規定、附則第 15 条の 2 から附則第 15 条の 6 までの規定及び附則第 16 条の改正規定については、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第3号 専決処分した事件の承認について

[平成27年度南種子町一般会計補正予算（第10号）]

○議長（小園實重君） 日程第8、承認第3号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 御説明申し上げます。

承認第3号は、専決第2号で処理した平成27年度南種子町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

町長が提案理由でも述べましたように、歳入予算については各収入の確定等に伴う予算の調整であります。

歳出予算については、各事業の確定・執行残及び不用額の減額など予算の最終調整を行い、専決処分をしたものであります。

それでは予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,196万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,789万5,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に、5枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費補正については、追加1件と変更1件であります。

まず、追加の公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備業務委託については、資産台帳のデータ化に日数を要する等の理由により年度内完了ができませんため、771万2,000円を繰り越すものであります。

次に、変更の中心経営体等施設整備事業については、金額を715万4,000円減額し、1,960万3,000円に変更するものであります。

次のページ、第3表の地方債補正については変更1件であります。

過疎対策事業については、恵美之江展望公園整備事業債 10 万円を減額し、限度額を 2 億 5,230 万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から説明いたします。10 ページをお開きください。

歳出予算については、各事業の確定、執行残及び不用額の調整等であります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

まず、議会費については費用弁償等の物件費の減額が主なもので、180 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 11 ページ、一般管理費については光熱水費等の物件費の減額が主なもので、332 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、13 ページ、戸籍住民基本台帳費については通知カード・個人番号カード関連事務交付金の確定に伴う減額が主なもので、148 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、14 ページ、身体障害者福祉費については自立支援医療費等の実績に伴う扶助費の減額が主なもので、792 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、15 ページ、後期高齢者医療費については療養給付費負担金等の決定による負担金の減額に伴うもので、187 万 8,000 円を減額するものであります。

次に、同ページから 16 ページ、臨時福祉給付金事業費については臨時福祉給付金の実績に伴う減額が主なもので、282 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、16 ページ、児童福祉総務費については広域保育所入所扶助等の実績に伴う扶助費の減額が主なもので、196 万 1,000 円を減額するものであります。

次に、17 ページ、保健衛生総務費については子ども医療費助成金の実績に伴う減額が主なもので、219 万 1,000 円を減額するものであります。

次に、同ページ、予防費については予防接種委託の実績による減額に伴うもので、190 万円を減額するものであります。

次に、18 ページ、清掃総務費については浄化槽設置整備事業補助の実績に伴う減額が主なもので、304 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、19 ページ、農業振興費については戦略産品輸送支援事業等の実績に伴う補助金の減額が主なもので、635 万 8,000 円を減額するものであります。

次に、20 ページから 21 ページ、キャトルセンター運営費については預託牛事故補償の執行残に伴う減額が主なもので、220 万 3,000 円を減額するものであります。

次に、21 ページ、農業支援対策費については中心経営体等施設整備事業の決

定に伴う減額が主なもので、821万8,000円を減額するものであります。

次に、同ページから22ページ、林業振興費については森林整備地域活動支援事業等の実績に伴う補助金の減額が主なもので、202万1,000円を減額するものであります。

次に、25ページ、非常備消防費については消防団員の費用弁償の減額が主なもので、292万9,000円を減額するものであります。

次に、30ページ、繰出金については各特別会計の実績等に伴い繰り戻すもので、国民健康保険特別会計で4,276万3,000円、介護保険特別会計で553万7,000円、合計で4,830万円の減額であります。以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、町税については、個人町民税及び固定資産税の過年度分、町たばこ税等の実績によるものであります。

次に、同ページの地方譲与税から2ページの交通安全対策特別交付金までについては、交付決定に基づくものであります。

次に、3ページの分担金及負担金から4ページの使用料及手数料については、実績見込み等によるものであります。

次に、4ページの国庫支出金から6ページの県支出金までについては、事業の確定等に伴うもので、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金312万2,000円の増額と、施設型給付費負担金国庫分1,657万4,000円、県分828万7,000円、中心経営体等施設整備事業補助金715万4,000円の減額が主なものであります。

次に、同ページから7ページ、財産収入については特定職員等住宅貸付収入20万5,000円の増額が主なものであります。

次に、7ページ、寄付金についてはふるさと応援寄附金15万9,000円の増額であります。

次に、同ページ、繰入金については歳入の決定や歳出の減額等に伴うもので、減債基金繰入金3,340万円、財政調整基金繰入金1億1,970万円の繰り戻しが主なものであります。

次に、同ページから9ページ、諸収入については事業の確定等に伴うもので、畜産担い手育成総合整備事業66万円、介護予防サービス計画介護報酬130万円の減額が主なものであります。

最後に、9ページ、町債については恵美之江展望公園整備事業債10万円の減額であります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御承認方お願いいた

します。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は歳出、歳入、繰越明許費補正、地方債補正の順に区分して行います。

まず、歳出 10 ページから 31 ページまで質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、歳入 1 ページから 9 ページまで質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第 2 表繰越明許費補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、第 3 表地方債補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 次に、全般にわたって質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第 3 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 3 号は、これを承認することに決定しました。

日程第 9 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について

[平成 27 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算（第 6 号）]

○議長（小園實重君） 日程第 9、承認第 4 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 承認第 4 号について御説明を申し上げます。

承認第 4 号は、専決第 3 号でございまして、平成 27 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 6 号）でございまして。

予算書の 1 枚目をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,169 万 8,000 円を

減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 8,764 万 1,000 円とするものでございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを御説明申し上げます。

歳入の 1 ページをお願いいたします。

款の 1、国民健康保険税につきましては実績見込みによるものでございます。

款の 5、国庫支出金の国庫負担金につきましては、それぞれ交付決定等による補正でございまして、国庫補助金の財政調整交付金は普通調整交付金及び特別調整交付金の確定により 1,055 万 4,000 円を追加し、8,183 万 9,000 円とするものでございます。

款の 6、県支出金であります。項の 2、県補助金、目の 1、財政調整交付金は普通県調整交付金及び特別県調整交付金の確定により 2,062 万 8,000 円を増額し、6,269 万 8,000 円とするものでございます。

款の 7、療養給付費交付金につきましては変更決定通知により、1,298 万 7,000 円を減額し、2,660 万 9,000 円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

款の 13、繰入金につきましては、それぞれ実績等による補正でございまして、4,276 万 3,000 円を減額するものでございます。

次に歳出の 4 ページをお願いいたします。

款の 1、総務費につきましては執行残によるもので、それぞれ減額するものでございます。

款の 2、保険給付費につきましては給付実績によるもので、それぞれ補正を行うものでございます。

款の 8、保健施設費につきましては特定健康診査委託や人間ドック等各種補助の実績確定に伴い、278 万 7,000 円を減額するものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。8 番、日高澄夫君。

○8 番（日高澄夫君） 1 点だけ、課長にお伺いします。繰入金で 4,276 万 3,000 円の減額になっていますが、実質、法定外繰入れはどれくらいだったんでしょうか。

○議長（小園實重君） 保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 法定外の繰り入れは 7,000 万円しておりましたが、3,900 万円の減額でございまして、平成 27 年度決算予定では 3,100 万円という

ことになっております。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第10 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算
(第5号)]

○議長（小園實重君） 日程第10、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、島崎憲一郎君。

○建設課長（島崎憲一郎君） 承認第5号専決処分した事件の承認について御説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは、専決第4号平成27年度南種子町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について御説明いたします。

専決処分の主な事項といたしましては、歳入の確定見込みによる補正と歳出では執行残による減額補正でございます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。

第1条でございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ386万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,955,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書より説明をさせていただきます。

まず、歳入の1ページ、水道使用料ですが、現年度水道使用料490万円減額す

るものでございます。現年度分は前年度と比べ、調定額総額で 232 万 9,000 円程度増加しておりますが、予算額については調定額と収入見込み額に合わせて減額調整するものでございます。滞納繰越分については、収納実績に合わせて 79 万 1,000 円増額補正するものです。

財産収入・不動産売払収入については土地売払収入であり、鹿児島県が実施する国道 58 号線改修事業により水道管理施設用地の買収が行われたことから、25 万 5,000 円を予算計上するものであります。

次に、2 ページ、歳出でございます。

歳出の総務費、一般管理費については、予算の執行残に伴い 64 万 3,000 円を減額するものでございます。

次に、事業費、簡易水道施設費であります。需用費については各施設の光熱水費 55 万 9,000 円、修繕費を 194 万 4,000 円、ほか執行残による需用費総額 273 万 6,000 円の減額であります。

その他の予算についても歳出額の確定に伴う減額であり、簡易水道施設費で 321 万 8,000 円の減額であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第 5 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 5 号は、これを承認することに決定しました。

日程第 11 承認第 6 号 専決処分した事件の承認について

[平成 27 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）]

○議長（小園實重君） 日程第 11、承認第 6 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 承認第6号について御説明申し上げます。

承認第6号は、専決第5号でございまして、平成27年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）でございます。

予算書の1枚目をお開きをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,945万8,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,153万3,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを御説明いたします。

歳入の1ページをお開きください。

款の1、保険料については、死亡、転出・転入、資格取得等による特別徴収保険料の減額と普通徴収の増額でございます。

款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金及び2ページ、款の6、県支出金につきましては介護給付費の実績、地域支援事業実績等のそれぞれの交付額の確定見込みにより補正すものでございます。

次に、款の10、繰入金、項の1、一般会計繰入金につきましては、介護給付費、地域支援事業等の実績に伴う減額でございます。

次に、3ページ、項の2、基金繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴い全額、基金へ繰り戻すものでございます。

次に、歳出の4ページをお開きください。

款の1、総務費につきましては、不用額による減額でございます。

次に、款の2、保険給付費、4ページから7ページでございますが、給付実績による減額でございます。

款の5、地域支援事業費、8ページから9ページにつきましても実績による減額でございます。

10ページ、款の6、基金積立金でございますが、決算により余剰金が見込まれますので基金に積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御承認方よろしく願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、これを承認することに決定しました。

日程第12 承認第7号 専決処分した事件の承認について

[平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）]

○議長（小園實重君） 日程第12、承認第7号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、小西嘉秋君。

○保健福祉課長（小西嘉秋君） 承認第7号について御説明を申し上げます。

承認第7号は、専決第6号でございまして、平成27年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）でございまして。

予算書の1枚目をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ141万3,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,785万8,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを御説明申し上げます。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、後期高齢者医療保険料でございまして、特別徴収保険料の確定及び普通徴収保険料収納見込みにより減額するものであります。

款の6、諸収入でございまして、健診委託料補助金及び人間ドック補助金の確定により減額するものでございます。

次に、歳出の2ページについて御説明申し上げます。

款の1、総務費につきましては人間ドック補助の確定などにより減額するものでございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金でございまして、納付金の見込みにより減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御承認方よろしくお願いたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。
これから承認第7号を採決します。
お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、これを承認することに決定しました。

日程第13 議案第30号 南種子町行政不服審査会条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第13、議案第30号南種子町行政不服審査会条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第30号について御説明申し上げます。

議案第30号は南種子町行政不服審査会条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に伴い、法第81条第1項の規定に基づき法の規定により、その権限に属せられた事項を処理するため、町長の附属機関として行政不服審査会を設置するためのものであります。

第1条は、設置についてでありまして、法第81条第1項の規定に基づき町長の附属機関として設置するものであります。

第2条は、審査委員の定数について定めたものであります。

第3条は、委員についてでありまして、法律又は行政に関して識見を有する者のうちから町長が委嘱すること。任期を2年とすること。委員の守秘義務など委員の職務等について定めたものであります。

第4条は、会長の職務について定めたものであります。

第5条は、審査会に専門の事項を調査するための専門委員を置くことができることを定めたものであります。

第6条は、審査会の招集、議事進行について定めたものであります。

第7条は、審査会の処務を総務課で処理することを定めたものであります。

第8条は、委任の条項であります。

附則第1条として、この条例は法の施行の日から施行することとします。

附則第2条として、最初に任命する審査会委員の任期を平成30年3月31日までとする特例について定めたものであります。

審査会自体は、鹿児島県内市町村の統一的行政不服審査会と協定を結び、審査会の委員及び審査をお願いする方法で対応することとなります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） この条例の施行日は平成28年4月1日からとなっておりますが、もう5月ですよ。これはどういう理由から、こうしたんですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 法律が施行された日が平成28年4月1日から施行されましたので、それに合わせてはいるんですが、当然、4月1日以降の案件で行政不服審査をする場合には処分の決定があった日から3ヶ月以内の間であればできます。

本日付ですと、4月1日から本日までの間に起きた決定事項については審査の申し出ができませんので、あくまでも法律の施行の日から不服申し立てができるということを想定して法律の施行日に合わせているところであります。

○議長（小園實重君） 6番、上園和信君。

○6番（上園和信君） ということは、さかのぼることができるということですか。

○議長（小園實重君） 総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） さかのぼると言いますか、先ほど言いましたように、4月1日から昨日までの間で町が処分決定した事項に対して、3ヶ月経過するまでの間で不服申し立てができますので、今日付で施行日を設定すると、その1ヵ月間については不服申し立てができなくなりますので、そのことについて4月1日にさかのぼってしてるという形になります。

ちょっと説明があれですけど、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（小園實重君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号南種子町行政不服審査会条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 31 号 南種子町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定について

○議長（小園實重君） 日程第 14、議案第 31 号南種子町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、高田真盛君。

○総務課長（高田真盛君） 議案第 31 号について御説明申し上げます。

議案第 31 号は、行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてであります。

第 1 条は、行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものであります。

第 2 条は、審査請求人等が審理員に対して提出書類等の交付を受けようとする場合の手数料について。

第 3 条は、審査請求人等が審査会に対して交付を受けようとする場合の規定を定めるものであります。

第 4 条は、手数料の減免について定めるものでありますが、第 1 項から第 3 項までは法第 38 条第 1 項の規定により交付を受ける者が、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認める場合の規定を定めるものであります。

同条、第 4 項、第 5 項については、規定を準用する場合における規定中の読み替えを定めるものであります。

附則として、この条例は法の施行の日から施行することを定めるものであります。

別表については、手数料の額を定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いします。

○議長（小園實重君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小園實重君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号南種子町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（小園實重君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成28年第1回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 小園 實重

南種子町議会議員 塩釜 俊朗

南種子町議会議員 広浜 喜一郎